

別表 審査基準及び配点表

| 項目 | | 評価基準 | 配点 | 合計配点 |
|----------|---------|---|-----|------|
| 企画提案能力評価 | 企画構成 | 町及び町産品の認知度及び価値向上に資するものとなっているか。 | 20 | 60 |
| | | 各種イベント企画に独自性があり、かつ効果的であるか。 | 10 | |
| | | 想定するターゲットのニーズにあったものとなっているか。 | 10 | |
| | プロモーション | 情報発信の方法（媒体等）について、効果的な提案となっているか。 | 15 | |
| | データ収集 | 効率的かつ効果的なデータ収集方法となっているか。 | 5 | |
| 業務遂行能力評価 | 実施体制 | 事業実施に必要な実施体制を整えているか。 | 5 | 20 |
| | | 実施スケジュールは妥当かつ現実的なものか。 | 5 | |
| | 実績 | 本事業に類する事業の実績を有しているか。また、過去実績等から、事業の確実性は担保されているか。 | 10 | |
| 価格評価 | | | 20 | |
| 合計 | | | 100 | |

1 企画提案・業務遂行能力評価方法

- ・各項目について審査委員が評価基準に基づき評価を行い、配点に従って点数をつける。
 - ・審査委員ごとに提案者を順位付けし、その平均順位の最も高かったものを業務委託予定者とする。
- ※平均順位の結果が同順位であった場合、価格評価が高かったものを業務委託予定者とする。なお、価格評価が同等であった場合は、「企画構成」項目の合計点数が高かった者を業務委託予定者とする。
- ・プロポーザル参加者が1者の場合、業務委託予定者となるには、全審査委員の企画提案・業務遂行能力評価の平均点が6割（48点）以上であることを条件とする。

2 価格評価方法

- ・提出された価格提案書（見積書）の比較により評価する。
- ・価格提案書（見積書）の金額が委託上限額を超過した場合は、失格とする。
- ・最低見積額の提出者の得点を20点とする。
- ・最低見積額以外の提出者は、最低見積金額を当該提出者の見積金額で除して得た数値（小数点第2位未満切捨て）に20を乗じた数値（小数点第1位未満切捨て）をもって価格評価とする。